

Q

## ゴミ問題と鶴ヶ島市の環境を保全する条例

うちの  
内野 嘉広 議員



A

どんな取組が必要か、条例の内容も検討していきたい

**問** 道路上の占用物件としてのごみの集積場の現状について。

**答** 道路用地へのごみ集積所設置は、道路法第33条の基準に適合する場合に道路の占用を許可

することができると定められている。これに基づき、平成25年度に道路建設課と生活環境課により道路上へのごみ集積所設置の取扱いを定めた。民有地などでの確保が困難であること、安

全な通行を阻害しないことなどを原則として許可している。

**問** 条例上におけるごみのポイ捨てと不法投棄の罰則規定について。

**答** 鶴ヶ島市の環境を保全する条例において罰則が規定されているのは不法投棄のみで、ポイ捨てについての罰則規定はない。罰則の内容は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金である。



道路上にポイ捨てされたゴミ

ポイ捨ての場合は排出者の特定が極めて困難なため、禁止看板を設置するなど啓発している。  
**問** 鶴ヶ島グリーンパーク周辺等への環境美化重点地区指定と過料等の罰則規定について。  
**答** 環境美化重点地区は、人通りが多い駅周辺などを想定している。優れた自然環境にごみが捨てられしうことに対する取組の中の一つとして、市全体で見守る中で検討していきたい。

Q

## 2040年問題を見据えたネウボラ進展

すぎた やすゆき  
杉田 恭之 議員



A

## 安心して出産、育児ができる環境の整備が重要な課題

**問** 本市では2040年問題はどう捉えているのか。  
**答** 今後見込まれる年齢構成の変化と人口減少に適応できるように市政を運営する必要がある。  
**問** ネウボラのこれまでの成果は。  
**答** 保健センターに母子保健コーナー、デイネーター、こども支援課に子育て支援相談員を配置するなど、切れ目のない支援体制をつくってきた。

**問** 小・中学校で人口問題を学習することはあるのか。  
**答** 主に社会科の授業で学習する。小学校では駅や商業施設などの社会的要因による人口増加などを学び、中学校では少子高齢化問題などを学んでいる。  
**問** 2040年の先を見据えた人口増加策は。  
**答** 転入者が増える社会増と出生数が増える自然増があるが、中長期的には自然増が望ましいと考えている。  
**問** ネウボラでの新たな試みは。  
**答** 新たな機能充実のために、令和3年10月に子ども家庭総合支援拠点を開設し、全ての子育て家庭に寄り添うための相談支援体制を整えた。

